生協名		整理番号	
	I .		

生協産直品質保証システム 生協版適正農業規範 畜産・畜種共通編

2017年·第一版

生産者名					
所属団体名					
畜種名					
自己点検点検実施日	年	月	日	点検者	
二者点検点検実施日	年	月	B	点検者	

産直生産者 / 流通事業者と協力し、 生協組合員の信頼を構築するために。

日本生協連 産直事業委員会

生協版適正農業規範 前文

1.<生協版適正農業規範がめざすもの>

日本生協連・産直事業委員会では、組合員から信頼され、支持される「たしかな商品」を供給し続けるために「生協産直品質保証システム」を開発し、会員生協と共に取組んでいます。

「生協産直品質保証システム」とは、農産物が生産され、組合員に供給されるまでのすべての プロセスにおいて、期待される品質、安全性、信頼性を確保するための必要な手立てがとられて いるということを検証し、そのことを保証するためにつくられたシステムです。

「畜産・畜種共通編」は、「生協産直品質保証システム」を構成するひとつである「適正農業規範」の理念や骨子を引き継ぎ、畜産に適用されるべく策定されたものです。

「生協版適正農業規範」は、「安全で安心な畜産物」を組合員に提供し続けるため生産者が自らの業務を自己点検し、その結果を商品及び業務の改善につなぐための自主管理ツールであり、 生協と産直生産者及び関係事業者とが互いの信頼関係の上に立ち、対等、平等の立場で協力 しながら取組むことを前提としています。

生協組合員との信頼関係をより強固にするために、以下の「めざすもの」を理解した上で、この「生協版適正農業規範 畜産・畜種共通編」を活用してください。

法令の遵守

畜産物の安全と信頼、家畜防疫の確保 畜産物のトレーサビリティの確保と適正な表示 環境への配慮 作業者の安全と健康の確保

以下に、この「生協版適正農業規範」を運用・活用していただくための注意すべき事項を記述しますので、「点検表」に着手する前に必ず内容をご確認ください。

2. 生産者、生産者団体による自己点検と内部監査

「生協版適正農業規範」を運用していくうえで最も重要なことは、このツールを活用し、生産者、 生産者団体自身が自主点検・内部監査を継続して実施することを通じて、自らの農場の実態を 把握し、改善点を見つけ出し、主体的に改善活動に取り組んでいくことです。

そのことを前提として、生協は生産者、生産者団体と協力しながら二者点検を実施します。 生協は、生産者、生産者団体に対し、「生協版適正農業規範」の理念と目的を十分に説明し、 生産者、生産者団体の理解と納得の上で点検を実施します。

3. 点検にあたっての注意事項

対等・平等で公平な運用

二者点検は、生協と生産者、生産者団体の双方で点検しますが、生協と生産者、生産者団体の協同作業であるという認識が大切であり、ともに畜産物の品質向上に努力するという姿勢を堅持しながらすすめます。

守秘義務

「生協版適正農業規範」の点検者、及び点検者が所属する生協は守秘義務を負います。 生協は、点検作業を通じて生産者の個人情報、肥育技術、管理手法、経営手法などの様々な重要 な情報を入手し得ること、及びこれらが守秘義務の対象であることを十分に認識しながら点検をす すめます。

4. 点検対象となる生産者と点検の範囲

点検対象

生協と取引がある畜産の生産者

点検の範囲と対象

「生協版適正農業規範」では、生産者の農場から出荷されるまでを対象とします。それ以降の工程は、「と畜場法」や「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の対象として除外します。 点検の対象とする農場や施設、記録等は、その生産者、生産者団体が生産する家畜についてのみ要求します。

ただし、「鶏卵」についてのみ、GPセンター(Grading&Packing Center)での管理も対象とし、規範を設定していますので活用してください。

5. 点検にあたっての事前準備

点検の事前準備は、点検を有効かつ円滑に進めるための必須事項です。点検者は、点検日当日までに、次の項目を整理し、書類を準備し、明確な点検方針を立てて点検に望みます。

前回の点検結果と「改善要請書」及びその回答である「改善計画書」

今回の自己点検結果と前回の点検結果との相違点

対象の畜産物に関する最新の仕様書

過去1年のクレーム・事故の記録

点検実績のある生産者(団体)においては、全項目を点検する必要は無く、予め決めた時間内に、 点検方針に基づいて点検をすすめます。

6. その他点検にあたっての留意事項

事故が起きたあとの事後対応で重要なことは、トレーサビリティです。トレーサビリティには、 追跡(不適合品の排除:特定生産者からの出荷先と出荷数量の特定)と遡及(原因の特定: 生産者の農場の特定)があり、双方とも重要です。任意の出荷伝票を基にして、追跡・遡及の 双方を被点検者(生産者・生産者団体)に実施していただき、点検を行ってください。

規範運用の詳細を、「生協産直品質保証システム」運用マニュアルに定めています。 必ず運用マニュアルを確認し、規範の運用を行ってください。

不適切な運用など、お気づきの点があれば、日本生協連産直グループまでご連絡ください。

TEL03-5778-8075, FAX03-5778-8178 sanchoku@jccu.coop

情報ご提供者に不利益が生じないよう配慮して調査・調整いたします。

畜種共通編

0 .	. 理念 /	′ コンプラ	イアンス						
	0-1	基本理念	飼養する家畜は、経済動物であると同時に食用に供せられるものであるという基本的な姿勢を 持っている						
	0-2	コンプライ アンス	畜産物の生産、取扱いに関わる基本的な法令について理解し、遵守している						
	0-3	知財管理 畜産物に関する知的財産の保護、地理的表示制度を順守している							
	0-4	交流	生協の組合員、役職員と交流している。あるいは、交流する意思がある						
1.	.施設:	設備の維	持管理						
	1-1	施設台帳	畜産物の生産、取り扱いのために使用する施設、圃場の台帳を作成し、管理している						
	1-2	施設の条 件	施設は飼養する家畜の健康を維持するために必要な機能を有し、防犯措置等を装備している						
	1-3	設備の条 件	飼養する家畜の衛生状態を維持するために必要な設備を整えている						
	1-4	設備・機械 の管理	設備及び機械の台帳を作成し、設備・機械を適切に維持、管理している						
2 .	. 生産計	画及び出	出荷の記録						
	2-1	飼養計画	飼養方法別の家畜の生産計画を作成し、生協と確認している						
	2-2	給餌計画	飼養方法別の給餌計画を作成し、保管している						
	2-3	飼養記録	家畜の生産、出荷に関わる事項を正確に記録している						
	2-4	飼養環境 の記録	家畜の飼養環境に関わる事項を記録している						
3 .	. 飼養管	理とトレ・	ーサビリティ						
	3-1	素畜の導 入	導入する家畜の内容を把握し、適切に疾病を予防している						
	3-2	飼料内容	取引先生協と確認した飼料内容を、適切に管理している						
	3-3	区分管理	管理する家畜の群ごとに、生産から出荷完了まで、適切に区分管理している						
	3-4	識別管理	出荷する畜産物の安全性を高めるため、病歴がある家畜を明確に識別している						
4 .	. 家畜の	健康管理							
	4-1	疾病予防	家畜の疾病予防のための健康管理を適切に実施している						
	4-2	治療行為	家畜の治療は、獣医師の下、適切な動物用医薬品を投与している						
	4-3	アニマルウェ ルフェア	飼養する家畜に見合ったアニマルウェルフェアに取組んでいる						

5	. 家畜防	方疫と危機	管理
	5-1	防疫体制	外部からの車両や人が入る場合、適切に管理している
	5-2	緊急対応	法定家畜伝染病発生に対応する体制を明確にし、運用している
6	. 衛生管	管理	
	6-1	作業者の 衛生	作業者の衛生に関する手順書を作成し、適正に運用している
	6-2	施設・設備 の衛生	施設、設備の衛生管理に関する手順書を作成し、清掃の記録を保管している
	6-3	動物用医 薬品	施設内で使用する動物用医薬品及び医療用器具を把握し、適切に管理している
	6-4	その他薬剤	施設内で使用する薬剤を把握し、適切に管理している
	6-5	飼料の管 理	飼料及び飼料添加物を、衛生的に管理している
	6-6	備品の管 理	備品の管理のための手順書を作成し、適正に運用している
7	. 環境酯	己慮	
	7-1	排泄物の 処分	家畜排泄物による環境汚染等を防止するために適切に管理している
	7-2	廃棄物の 処分	廃棄物の処分方法の手順書を策定し、処分の記録を保管している
	7-3	環境への配慮	環境への負荷を低減する取り組みや活動を行っている
	7-4	環境保全 活動	耕種農家との連携や自給飼料の栽培等をとおして循環型農業を推進している
8	. 労働3	全衛生	
	8-1	労働環境	作業場所の労働環境を整え、安全性に配慮している
	8-2	作業者の 訓練	適正に訓練された作業者のみを、作業に従事させている
	8-3	事故·災 害対応	事故や災害が生じた場合の対応組織が確立され、必要な訓練が行なわれている
	8-4		作業従事者の健康診断を実施し、疾病の予防に活用している
9	. 教育訓		
	9-1	教育·訓 練	家畜の衛生管理、疾病に関する情報の入手、管理手法の習得に努めている
1	0.自己	点検	
	10-1	自己点検	本規範項目を活用し、畜産物の生産、取扱いに関する自己点検体制を確立し、不適合を是正している
1	1 . 種別	の追加項	目
	11-1	肉用牛	肉用牛においては、以下の点検項目を順守すること
	11-2	肉用鶏	養鶏においては、以下の点検項目を順守すること
	11-3	採卵鶏	採卵鶏においては、以下の点検項目を順守すること

畜種共通編

家畜に共通する「管理業務」に適用する

0.理念/コンプライアンス 点検欄凡例: 十分、×不十分、- 該当なし

0-1	項目			設定の理由			
	飼養する家畜は、経済動物でに供せられるものであるとい 持っている			家畜の取扱いは「食用に供せられる」という当たり前のことが忘れられていると、さまざまな問題が発生するため			
補足説明	 この規範項目では、生産者が畜産 染、注射針の混入等)があることを					険性(抗菌性物質汚	
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	飼養している動物は「食べ物として供せられる」という基本的な姿勢を持っている					ヒヤリング調査する	
	畜産物の必要性、有用性と合わせ、危険性を認識している					認識している危険性を ヒヤリング調査する	
0-2	項目			設定の理由			
コンプライ アンス	畜産物の生産、取扱いに関れ ついて理解し、遵守している	つる基	基本的な法令に	法令i	皇反を防止するた め	b	
補足説明	畜産物の生産、取扱いに係る法会の適正化及び利用の促進に関す法、飼養衛生管理基準を対象とすこの規範項目では、関連する法会所、獣医師からの入手、インタースち必要な事項を作業者に伝達して	る法律 ⁻る。 トについ ネットの	≹(以下、「家畜排せ)て、相談できる窓)活用等)を知ってし	つ物法 口があ	は」と表記)、JAS法 うること、情報を入手	(JAS規格)、食品衛生 = = する方法(家畜保健	
必須	点検項目		自己点検	点検	二者点検	点検時の留意点	
75 776	点検 コメントなど				コメントなど		
	法令に関わる相談、問い合わせ できる相手がいる					家畜保健所、獣医師 等、問合せ先をヒヤリ ング調査する	
	各法律や制度に関する最新、または更新された情報を入手できる状態にある					保持している情報をサ ンプリング調査する	

0-3	項目			設定の理由					
知財管理	畜産物に関する知的財産の 度を順守している	保護、	地理的表示制	自らの権利を守るとともに、他者の権利を侵害し ないため					
補足説明	この規範項目では、自身の保有する権利の保護(特許、実用新案、商標登録、ブランド等の使用記録保持等)や、他者の知的財産を侵害しないように、情報を入手する方法(相談窓口、インターネットの活用等)を知っていることを求めている。 知的財産には、畜産物の特殊な飼養方法や飼料の配合、地域及び畜種ブランド等の基準、地理的表示制度(GI制度)等がある。								
推奨	点検項目	- 14	自己点検	- 14	二者点検	点検時の留意点			
		点検	コメントなど	点検	コメントなど				
	自らの知的財産を保護している					ヒヤリング調査する			
	他者の知的財産を侵害していない					とヤリング調査する			
0-4	項目				設定の	D理由			
交流	生協の組合員、役職員と交流は、交流する意思がある	充して	いる。あるい		者と組合員・役職員 要件の一つであるた	の交流は、生協産直の こめ			
用語解説	交流:生産者と組合員·役職員の の交流も含まれる。	直接の)交流だけではな〈、	情報	発信、試食会への氦	参加等、多様な形態で			
必須	点検項目 自己点検 点検項目 点検 コメントなど				二者点検 コメントなど	点検時の留意点			
	点検 コメントなど 点検 コメントなど 生協の組合員、役職員と交流している。あるいは、交流する意志がある				777100	ヒヤリング調査する			

1-1	項目			設定の理由			
施設台帳	畜産物の生産、取扱いのため (農場)の台帳を作成し、管理		農場経営の基本であり、トレーサビリティ確保の上でも不可欠なため				
補足説明	施設:畜舎、資材保管場所、農機この規範項目では、農場の施設を						
必須	点検項目	- 14	自己点検	- 14	二者点検	点検時の留意点	
	地番と面積、能力(生産量、飼養 可能数)を記載した施設の台帳 を持っている	点検	コメントなど	点検	コメントなど	台帳の形式は問わない	
	台帳を現況どおりに更新している					照合によりサンプリン グ調査する	
1-2	項目				設定の	の理由	
施設の条 件	施設は飼養する家畜の健康 要な機能を有している	を維打	寺するために必	家畜の健康を維持し、施設に起因する汚染等のリスクを低減するため			
補足説明	この規範項目では、施設及び設備いる。 生産者が飼養数をどの様に決めて れば可とする。手順書の整備や記	ている	か説明できること、				
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	<u>二者点検</u> コメントなど	点検時の留意点	
	畜舎は、家畜の飼養数に見合っ た十分な広さ、強度を有している	無快	コバンドなと	1X	コバンドなと	飼養頭数と面積をヒヤ リングする	
	施設は、家畜の健康管理のため の隔離、療養の施設を併設して いる					可能な限り実地でサン プリング調査する	
	施設は、作業者の動線を十分確保でき、作業を行うのに必要な広さを有している				可能な限り実地でサン プリング調査する		
	施設は、侵入防止、盗難防止措 置を備え、注意喚起を表示して いる					点検できない場合は、 画像等で確認する	
	施設を定期的に点検し、破損個 所の補修、メンテナンスしている					点検できない場合は、 画像等で確認する	

1-3	項目		設定の理由				
設備の条 件	飼養する家畜の衛生状態を終 な設備を整えている	維持す	するために必要	家畜の健康を維持し、設備に起因する汚染等のリスクを低減するため			
補足説明	清潔な水:水道水、もしくは農場で	消毒等	等管理されている か	ζ,			
必須			自己点検		二者点検	点検時の留意点	
必須		点検	コメントなど	点検	コメントなど	点快時の田息点	
	関連する施設に、家畜の健康、 畜産物の品質維持に必要な温度 を管理できる空調設備を設置し ている					可能な限り実地でサン プリング調査する	
	清潔な水を給水する設備を設置している					水道水以外の場合、水 質検査の結果と検査 頻度(3年に一回以上 が望ましい)を確認す る	
	給餌設備は、外部からの動物の 侵入、排せつ物等の混入が生じ ない構造である					可能な限り実地でサン プリング調査する	
	畜舎は、常に整理・整頓・清掃されている					可能な限り実地でサンプリング調査する	
1-4	項目			設定の理由			
設備・機 械の管理	設備及び機械の台帳を作成 に管理している	し、設	備·機械を適切	設備・機械の機能を十分に活用することで無駄を無くすと共に、事故の発生リスクを低減するため			
2# □ ÷× □□	設備:給餌設備、排せつ物処理・持 を指す。 特に、漏電による火災事故の対策 機械:農業用、計量用、運搬用、清	が取り	られていることを確	認する	(給電·分電関係の		
心公百	上拴百日		自己点検		二者点検	上投映の図音点	
必須	点検項目	点検	コメントなど	点検	コメントなど	- 点検時の留意点	
	保有する設備及び機械の台帳が ある					サンプリング調査する	
	設備・機械と台帳に記載された 内容が一致する				台帳と比較し、照合調 査する		
	設備·機械の保守·点検の記録 がある					記録に基づきサンプリ ング調査する	

2-1	項目					設定の理由			
飼養計画	飼養方法別の家畜の生産計 確認している	画を作	作成し、生協と	品質、安全性を確保して、出荷数量を安定的に 確保するため					
補足説明	生産計画(=飼養計画):いつ、ど 飼養する畜種、飼養方法が明確に でも良い。 リスク情報:周辺で発生している家	記載	されていること。生	産計画	は所属組織の作品				
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点			
	飼養方法別に生産計画を保持し ている					生産計画の書式は問わない			
	生産計画に、使用する飼料、飼料用添加物、その他投与する資材を記載している					飼料内容証明、配合仕 様等、生産計画の一部 となる別の文書で可			
	飼養方法別に予定生産量が把 握できる					計画に基づきサンプリ ング調査する			
	生産計画は、取引する生協と合 意している					ヒヤリング調査する			
	リスク情報を把握し、生産計画や 飼養方法に影響のある要因に対 し、必要な手立てを準備している					ヒヤリング調査する			
2-2	項目				設定(の理由			
給餌計画	飼養方法別の給餌計画を作	成し、	保管している	品質、安全性を確保して、出荷数量を安定的に 確保するため					
補足説明	この規範項目では、給餌計画とし 手量、保管量、給餌量を明確にし 自給飼料の場合は、栽培方法(農 自給飼料には自ら生産する粗飼料 等も含む。 給餌計画は所属組織の作成したも の内容が付記、追加されているこ	た計画 薬・肥 科等以 ものの	Ī文書を保持してい 料の散布計画と記 外に、地域や協同	ること? !録)が 組合等	を求める。 明確に記載されて で生産され提供さ	いること。 れる飼料米、サイレージ			
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点			
	飼料の種類、入手先、入手量、 保管量、給餌量がわかる給餌計 画を保持している		.m1X	コハン ド なし	給餌計画の書式は問 わない				
	飼料の内容、配合、給餌量等を 変更する場合の手続きが明確で ある					手続きには、事業者内 の伝達、取引先生協へ の連絡等を含む			
	自給飼料、自社配合の場合、給 餌計画に飼料の生産場所、生産 方法(使用農薬、肥料、添加物、 栽培期間等)を記載している					飼料生産、配合仕様等、生産計画の一部となる別の文書で可とする			

2-3	項目			設定の理由			
飼養記録	家畜の生産、出荷に関わる事でいる	事項を	家畜の安全性とトレーサビリティを確保し、安定 的な出荷を実現するため				
補足説明	記録には、必要な事項を伝達するの内容、投薬(対象傷病名、薬品、 出荷先、イレギュラー事項が把握	投薬	量、処方者、出荷領				
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	家畜の生産に関わる事項(給餌 や投薬の内容、死亡した家畜数 等)の記録を作成し、保持してい る				7,71.00	記録は、生産計画に準じて記述されていることを確認する	
	記録は、作業の実施、計画の変 更等、必要なタイミングで作成さ れている					記録作成のタイミング をヒヤリング調査する	
	生産及び出荷の計画と記録(実 績)を照合し、齟齬がないことを 確認している					ヒヤリング調査する	
2-4	項目				設定の	の理由	
飼養環境 の記録	家畜の飼養環境に関わる事	項を言	己録している	清潔な環境で飼養することにより、家畜の健康と畜産物の品質の安定を実現するため			
補足説明	この規範項目では、家畜の飼養環マルウェルフェアの確保に活用す			ている	。飼養環境の記録	は、品質の改善やアニ	
推奨	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点	
正天	///\/\/\/\/\/\	点検	コメントなど	点検	コメントなど	200日の点	
	生産期間中、施設内の温度に異常が生じた場合、その対応を記録している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
	排せつ物の量、投入及び排出し た敷料の量を把握している				_	ヒヤリング調査する	
	記録は、作業の実施、計画の変 更等、必要なタイミングで作成さ れている					ヒヤリング調査する	

3-1	項目			設定の理由			
素畜の導 入	導入する家畜の内容を把握 防している	し、適	家畜の品質・安全性とトレーサビリティを確保し、 安定的な出荷を実現するため				
補足説明	自家育種の場合も導入する家畜の	として払	及うこと。				
必須	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点	
XI'/A	\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	点検	コメントなど	点検	コメントなど	※※※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	導入する家畜の内容(導入日、 導入先、品種、数量、検品状況) を把握し、記録している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
	家畜の導入元の衛生状態を把握 し、必要に応じて出生証明等を 入手・保持している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
3-2	項目			設定の理由			
飼料内容	取引先生協と合意した飼料P ている	内容を	、適切に管理し	出荷した畜産物に問題があった場合に、それが どの様に生産、取扱いされたものかを特定でき るようにし、被害を最小限に抑えるため			
補足説明	飼料の内容を取引先生協と合意で取引数量に齟齬があった場合の打飼料の内容、条件には、遺伝子組生協と農場とが直接交わした文書良い。	担保と 1換え、	して活用することに 配合比率、飼料添	なる。加物、	自給飼料、飼料米	活用等がある。	
必須	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点	
XJ/X	/////A/A	点検	コメントなど	点検	コメントなど	※※※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	生協と約束した飼料内容、条件 を確認できる書類を保持している					文書の内容を確認し、 サンプリング調査する	
	入手している飼料の内容、条件 を把握し、合意内容と齟齬がな いことを確認する手順がある					ヒヤリング調査する	
	鮮度を保つために、適切な頻度 で、必要な量の飼料を入手し、給 餌している					入手、給餌の記録を活 用し、照合調査する	

					+n +1 ,	5 TIM ±	
3-3	項目		設定の理由				
区分管理	管理する家畜の群ごとに、生 で、適切に区分管理している		供給された畜産物に問題があった場合に、それがどの様に生産、取扱いされたものかを特定できるようにし、被害を最小限に抑えるため				
補足説明	管理する家畜の群∶導入・飼育・出 群の決定方法が明確であり、その の内容、投薬等が把握できるなど	区別(の方法が明らかでな	と格等が同じ種類のグループを指す。 あること、導入から出荷までの範囲の中で、飼養 が明確であることを求める。			
必須	上松石口		自己点検		二者点検	点検時の留意点	
必須	点検項目	点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	同一とする群(飼料内容、投薬、 規格等) = ロットとする条件が明 確である					記録に基づきサンプリ ング調査する	
	同一とする商品群 = ロットごとの 区分方法(標識、記録、ケージ等 分別方法)が明確である					記録に基づきサンプリ ング調査する	
	同一とする群 = ロットごとに適切 に区分している					サンプリング調査する	
	群 = ロットごとに、トレーサビリ ティ(記録による遡及と追跡の可 能性)を維持している					ロット記号が適切に対 応付けられていること を記録や伝票でトレー ス可能か確認する。	
3-4	項目				設定の	D理由	
識別管理	出荷する畜産物の安全性を ある家畜を明確に識別してい		るため、病歴が	出荷する畜産物の安全性を確保するため			
補足説明	この規範項目では、安全性にリスを行うことを求める。 養鶏の場合に					固体ごとに、明確な識別	
必須	点検項目	自己点検 コメントなど			二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	病歴がある、注射針等が残存している可能性のある家畜にマーキングを施し、識別管理している	こマー				可能な限り実地でサン プリング調査する	
	家畜の出荷前に、家畜の健康状態を観察し、問題がないことを確認している				ヒヤリング調査する		

4-1	項目				設定の	D理由	
疾病予防	家畜の疾病予防のための健 している	康管	理を適切に実施	不必要な投薬、資材投与等を回避し、畜産物の 安全性を確保し、環境負荷を低減するため			
補足説明	家畜の様子、行動、兆候を観察し 様々な情報源を活用し、疾病を予 管理獣医師とは、農場全体の生産 健康的に家畜を育て、消費者に安	見する E成績	ることが、家畜の健/ の向上をサポートす	康を維持するために大切である。 するもので、疾病予防や防疫体制のアドバイスや			
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	家畜衛生を担当する管理獣医師 と継続的な契約関係にある					ヒヤリング調査する	
	家畜の健康状態を常に観察し、 その記録を保管している					ヒヤリング調査する	
4-2	項目				設定の	D理由	
治療行為	家畜の治療は、獣医師の下、 品を投与している	適切]な動物用医薬	不必要な投薬等を回避し、畜産物の安全性を確保し、環境負荷を低減するため			
補足説明	隔離畜舎や治療用の囲いは、使月 飼料添加物:飼料に添加される栄	用前後 養剤、	に消毒し、二次感 微量要素及び抗菌	染に注 気性物質	意して管理する必 質(抗生物質を含む	要がある。 〕) 等を含む。	
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	疾病に罹った家畜は、獣医師に よって診断を受けている					記録に基づきサンプリング調査する	
	疾病の治療、怪我の回復のため 投薬が必要な場合は、獣医師に より処方された動物用医薬品を 使用している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
	投薬に際し、処方箋に沿って投 薬し、その記録を作成している					記録に基づきサンプリング調査する	
	治療中の家畜をマーキングもしく は必要に応じて隔離する畜舎 (治療用の囲い等)を確保してい る					可能な限り実地でサンプリング調査する	
	投薬した家畜に、出荷停止期間 を明示し、適切に管理している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
	治癒の見込みのない家畜、死骸 等を適宜処理している					ヒヤリング調査する	

4-3	項目		設定の理由						
	飼養する家畜に見合ったアニ 取組んでいる	マル	家畜の飼養環境を改善し、良質な畜産物を生産するため						
補足説明	アニマルウェルフェア:動物福祉、家畜福祉のことを指し、国際的なガイダンスとして世界に広〈浸透している。 AW指針:社団法人畜産技術会議が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」の 略称。この指針は、農林水産省のホームページにも掲載されている。								
推奨	点検項目	点検	自己点検コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点			
	家畜が欲する時に、清潔な水を 十分に与えている	,1X	7/2/180	AW1X	4777160	ヒヤリング調査する			
	施設を清潔に保ち、排せつ物を 常に除去している					ヒヤリング調査する			
	自分の農場の1頭当(1羽)当たり の面積を把握し、「AW指針」で定 めている1頭(1羽)当たり面積数 値に近づける努力をしている					ヒヤリング調査する			
	上記 以外のAW指針項目を取り入れる工夫をしている					家畜にストレスを与えない工夫(換気、遮光等)があれば、コメント欄にその施策を具体的に記述する			

5-1	項目				設定(の理由		
防疫体制	外部からの東西や人が入る	場合、	適切に管理し	人や耳		園等の侵入を防ぐため		
補足説明	この規範項目では、飼料運搬や出荷用運搬車両だけでなく、来客者、郵便や宅配業者等が使用する車両 及びその乗員等を外来者とし、防疫を徹底するための手順をさだめ適切に実行していることを求める。 組織としての「防疫マニュアル」にこれらの手順が記述してあれば手順書として認める。 踏み込み消毒槽の適切な管理とは、消毒液が常備されていること、消毒槽の消毒液の有効濃度が維持されていること、消毒槽が定期的に清掃されていることをさす。							
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点		
	施設の入口で、関係者以外の立 入りを制限、禁止している					可能な限り実地でサン プリング調査する		
	外来者が車両で敷地内、施設に 乗入れる場合、洗浄と入場の手 順書を策定している					手順書の内容の確認を行う		
	施設内に出入りする車両に対し、手順書に基づき消毒液噴霧、 車輪の洗浄等を行っている					手順書の内容の確認を行う		
	防疫対策用の踏み込み消毒槽を 設置し、適切に管理している					可能な限り実地で照合調査する		
	外来者が施設内に立入りする場合の手順書を作成し、適正に運用している					手順書の内容の確認を行う		
5-2	項目				設定(の理由		
緊急対応	法定家畜伝染病発生に対応 し、運用している	するイ	本制を明確に	産地と組合員、周辺住民の期待に応え、信頼を 確保するため				
必須	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点		
- 70°7只	////XH	点検	コメントなど	点検	コメントなど	2017年302日高州		
	法定家畜伝染病発生に対応する 部署を設置、もしくは担当する人 員を配置している					家族経営の場合、相談できる獣医師が明確になっていれば良い		
	法定家畜伝染病発生に対応する 手順書を定めている					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る		
	法定家畜伝染病発生の際は、手順書に基づき適切に処理され、 記録されている					記録に基づきサンプリ ング調査する		
	利用可能な家畜共済等を活用 し、法定伝染病の発生に備えて いる					ヒヤリング調査する		

6-1	項目				設定の	の理由
作業者の 衛生	作業者の衛生に関する手順 運用している	書を作	作成し、適正に	作業者に起因する飼料、水、畜産物への汚染リスクを低減するため		
補足説明	この規範項目では、作業者の衛生 求しない。	三管理(のための手順書を	策定す	ることは求めている	るが、記録保持までは要
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点
	作業者の手洗い、履物消毒、服装、入室、退室、私物の持込み制限、体調の申告等を定めた手順書がある					文書の内容を確認しサ ンプリング調査する
	作業者は手順・ルールに則り、衛生的な服装・状態で作業を行っている					点検できない場合は、 画像等で確認する
	作業者の疾病、怪我などを、申 告させ、程度や状態により作業を 制限している					ヒヤリング調査する
6-2	項目				設定(の理由
施設・設備の衛生	施設、設備の衛生管理に務め 管している	め、清	掃の記録を保	施設における飼養、取扱い過程での家畜の健 康を害する、畜産物を汚染するリスクを低減する ため		
補足説明	施設、設備の衛生状態を維持する 用等)を講じることを求めている。 薬剤等については、設置場所等を	ここで	は、手順書まではす	対かない	١,	
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
XI'/A		点検	コメントなど	点検	コメントなど	が(人で) ひ田心が
	施設、設備の清掃の記録を保管 している					文書の内容を確認しサ ンプリング調査する
	施設、設備を巡回し、施設の衛 生状態を確認する仕組みがある					ヒヤリング調査する
	施設、設備は清潔で衛生的に保 たれている					点検できない場合は、 画像等で確認する
	施設は、害虫や害鳥獣の侵入を 防止するために必要な構造、設 備を有している					点検できない場合は、 画像等で確認する
	施設・設備の衛生管理に外部 サービスを活用している場合、作 業の報告を受け、その記録を保 管している					記録に基づきサンプリング調査する

6-3	項目			設定の理由			
動物用医 薬品	施設内で使用する動物用医 を把握し、適切に管理してい		動物用医薬品による事故を防止すると共に、ム ダをなくすため				
補足説明	管理方法に指定がある動物用医薬品(抗生物質、駆虫剤、ワクチン等)については、指定された方法(管理責任者の明確化、施錠、表示、冷暗所等)を順守すること。 医療用器具:注射器、メス等を指す。注射器は、使用後に産業廃棄物として適切に処分しなければならない。						
必須	点検項目	点検	自己点検コメントなど	点検	<u>二者点検</u> コメントなど	点検時の留意点	
	動物用医薬品及び医療用器具 の管理に関する担当者を決め、 保有する医薬品・医療用器具を リスト化している	無快	コクノーなこ	X	コハントなこ	サンプリング調査する	
	動物用医薬品は、指定された方 法(施錠、冷暗所、水濡れ防止 等)を順守し、保管している					可能な限り実地でサン プリング調査する	
	動物用医薬品及び医療用器具 の使用に関する手順書を作成 し、適切に管理している					施設や畜産物の汚染、 他の薬品等との混合す る可能性がないか確認 する	
	動物用医薬品は、出入庫及び使 用状況を管理し、適切に在庫を 把握している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
6-4	項目				設定の	D理由	
その他薬 剤	施設内で使用する薬剤を把抗 いる	屋し、:	適切に管理して	薬剤に	こよる家畜の汚染!	リスクを低減するため	
補足説明	薬剤:殺虫剤(スプレー式を含む) 備品用の洗剤などを指す。	、品質	保持用の薬品、忌	避剤、「	防鼠剤、手指消毒。	用の薬品、設備・機械・	
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	薬剤は、定位置管理のうえ保管している					点検できない場合は、 画像等で確認する	
	薬剤の使用に関する手順書を作 成し、適切に管理している					サンプリング調査する	
<u> </u>	in a very le piere a cons					<u> </u>	

6-5	項目				設定の	D理由	
飼料の管 理	飼料及び飼料添加物を、衛生	生的に	家畜の健康を維持し、畜産物の汚染リスクを低 減するため				
補足説明	家畜に与える飼料及び水は、他の飼料や排せつ物、薬品類が混入することがないように保管し、給餌され ていること。 汚れた場合は直ちに交換する、設備を洗浄するなどの対策を講じ、常に衛生的に維持すること。						
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	飼料及び飼料添加物の使用に 関する担当者を決め、保有する 飼料、飼料添加物をリスト化して いる					サンプリング調査する	
	飼料の配合、給餌方法及び保管に関する手順書を作成し、異物が入らないように、また、水や施設を汚染することがないように管理している					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る	
	飼料及び飼料添加物は、出入庫 及び使用状況を管理し、適切に 在庫を把握している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
6-6	項目				設定の	D理由	
備品の管 理	備品管理のための手順書を している	作成し	、適正に運用	備品~	への誤使用や汚染	を防止するため	
補足説明	備品:給餌用の農機具、機械部品整理:要るものと要らないものの図整頓:要るものの置く場所と置き方	₹別を	行い、要らないもの	を処分	現場で使用する器。 ↑すること。	具等を指す。	
補足説明	この規範項目では、備品類の管理	里手順	を定めることを求め	ている	が、記録保持まで	は要求しない。	
推奨	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	備品の管理担当者を決め管理手順(保管場所の指定、在庫の把握等)を明確にしている					ヒヤリング調査する	
	備品は適切に整理、整頓され、 散乱していない					点検できない場合は、 画像等で確認する	

7-1	項目				設定の理由			
排泄物の 処分	家畜排泄物による環境汚染等 適切に管理している	等を防	家畜排せつ物処理法を遵守すると共に、周辺の 汚染や悪臭・害虫の発生を防止するため					
補足説明	家畜排せつ物法(「家畜排せつ物切かつ十分な能力の施設で処理「家畜排せつ物法に基づく管理基象となる	してい	ることを求めている) _o	·			
必須	点検項目	点検	自己点検	上+4	二者点検	点検時の留意点		
	固形状の家畜排せつ物の管理 施設については床をコンクリート 等汚水が浸透しない材料で構築 し、適当な覆い及び側壁を設け ている	从快	コメントなど	点検	コメントなど	可能な限り実地でサンプリング調査する		
	液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯蔵槽となっている					可能な限り実地でサンプリング調査する		
	処理施設の処理容量は排出され る家畜排せつ物を満たしている					可能な限り実地でサン プリング調査する		
	家畜排せつ物は、悪臭・害虫の 発生を防ぐために、清掃され、早 期搬出されている					ヒヤリング調査する		
7-2	項目			設定の理由				
廃棄物の 処分	廃棄物の処分方法を定め、処 ている	见分 σ)記録を保管し	廃棄物を適正に処分し、環境破壊、汚染のリス クを低減するため				
補足説明	廃棄物:ここでは、家畜の死骸、破めた処分方法が確認できれば良い 廃棄物処理業者:法律で定められ	١.				手順書までは求めず、定		
必須	点検項目		自己点検		二者点検	− 点検時の留意点		
必须	从伏块口	点検	コメントなど	点検	コメントなど	ニュス・サリロ 日 忌 川		
	不要な資材・破材・廃棄物を、定 位置に保管され、定められた通り 処分している					可能な限り実地でサンプリング調査する		
	家畜の死骸等、疾病蔓延の原因 となる廃棄物は、隔離した施設で 一時保管し、埋却、焼却等適切 に処分している					ヒヤリング調査する		
	廃棄物処理業者との契約書を保管し、委託した廃棄物が適正に 処理されていることを確認してい る					マニュフェスト等により サンプリング調査する		

7-3	項目			設定の理由			
環境への配慮					持続可能な畜産業をめざし、地域社会や生協組 合員の信頼を確保するため		
補足説明	この規範では、周辺住民や環境に	悪影	響を及ぼさないよう	、努力	することを求めてい	13.	
推奨	点検項目	点検	自己点検	F+A	二者点検	点検時の留意点	
	施設周辺の生活環境に配慮し、 深夜や早朝作業の騒音を減ら す、異臭を発しない、害虫発生を 防ぐ等の配慮をしている	<u> 从快</u>	コメントなど	点検	コメントなど	ヒヤリング調査する	
	施設からでる汚水や排水を垂れ 流しせず、ゴミ等が飛散しないよ うに処置している					可能な限り施設周辺を実地調査する	
	施設の関係者は地域の社会奉 仕、環境保全活動に積極的に参 加、参画している					ヒヤリング調査する	
7-4	項目				設定の	D理由	
環境保全 活動	耕種農家との連携や自給飼 て循環型農業を推進している		栽培等をとおし	持続可能な畜産業をめざし、地域社会や生協組 合員の信頼を確保するため			
補足説明	この規範項目では、自給飼料の活により、地域及び地球環境に配慮					ファーマー認定の取得等	
推奨			自己点検		二者点検	点検時の留意点	
	家畜排せつ物の有効利用(堆 肥・液肥、バイオ燃料等)に取組 んでいる	点検	コメントなど	点検	コメントなど	ヒヤリング調査する	
	自社農場や地域の耕種農家と連携し、生産した堆肥を耕作地に 活用している					ヒヤリング調査する	
	地域で生産された飼料用作物 を、自給飼料等として積極的に 活用している					記録に基づきサンプリ ング調査する	

8-1	項目				設定の	D理由		
労働環境	作業場所の労働環境を整え、 いる	安全	作業者の安全を確保し、事業者の信頼を向上す るため					
用語解説	危険な作業:高所作業、フォークリフト等の機械類の運転、重量物の運搬、家畜の移動などを指す。 危険な場所:排せつ物処理施設、機械類の回転、鋭利な部分、重量物の下、滑りやすい床面、騒音の激しい場所、転落の可能性のある場所などを指す。 危険な設備:燃料、配電盤、高圧ガス、転倒・倒伏の可能性のある設備などを指す。 有毒ガス:サイロ内での一酸化炭素、糞尿による硫化水素やアンモニアガスが発生する。							
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	避難通路、非常用設備(防火、消 火、緊急停止装置等)を確保し、 明示している					可能な限り実地でサン プリング調査する		
	有毒ガス、酸素欠乏、騒音、粉塵、悪臭、過度に寒暖差が生じる作業場所を把握し、健康被害を防止する対策を講じている					可能な限り事故防止装 備等につき実地でサン プリング調査する		
	危険な作業、場所、設備などを把握し、危険であることを周知(教育、表示等)している					可能な限り実地でサン プリング調査する		
	危険回避の対策(緊急停止装置、緩衝材の設置、進入禁止の明示など)をとっている					可能な限り実地でサン プリング調査する		
8-2	項目				設定の	D理由		
作業者の 訓練	適正に訓練された作業者のる せている	みを、	作業に従事さ	作業者	当の安全を確保す る	るため		
補足説明	資格や免許を必要とする作業には 作業(バラ荷の積揚げ降ろし)等の			双扱、軟	を燥施設、玉掛クレ	ーン、アーク溶接、はい		
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	危険な作業に従事する作業者に 対し、十分に教育、訓練を行い、 記録している					記録に基づきサンプリ ング調査する		
	資格や免許を必要とする作業に は、その保持者のみが従事して いることを確認している					資格証等を元にサンプ リング調査する		

8-3	項目				設定の理由			
事故· 災害 対応	事故や災害に対応するし〈み が行なわれている	があ	作業者の安全確保のため					
補足説明	必要な訓練には、消火活動、地震・津波などの避難及び避難誘導訓練、停電時の対応訓練、事故時の傷病者の救護、心肺蘇生、応急手当等がある 事故に対応する備品:衛生的な水、怪我に応じた応急処置用具等を準備すること							
推奨	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	事故、災害が生じた場合の対応 組織を確立し、必要な訓練を行っ ている					ヒヤリング調査する		
	事故に対応する備品を常備して いる					可能な限り実地でサンプリング調査する		
8-4	項目				設定の	D理由		
健康管理	作業従事者の健康診断を実 活用している	施し、	疾病の予防に	作業者の安全確保及び疾病の蔓延を防止する ため				
補足説明	この規範項目では、通常の健康診手に努めることを求めている。	診断に 。	よる作業者の健康管	管理と	ともに、人畜共通の)疾病に関する情報の入		
推奨	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	作業者の健康診断を実施し、健 康状態にあった作業に従事させ ている					ヒヤリング調査する		
	飼養する家畜と共通する疾病、 家畜から伝染する疾病の情報入 手し、作業者の健康管理に役立 てている					ヒヤリング調査する		

9-1	項目			設定の理由				
教育·訓 練	家畜の衛生管理、疾病に関す 理手法の習得に努めている	する情	家畜の衛生管理に関する知識を深め、畜産物 のリスク低減活動に活かすため					
補足説明	この規範項目では、畜産業者として農林水産省の「家畜伝染病予防法」「畜種別衛生管理規範」「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP)」等の管理手法を学び、実践することを求めている。							
必須	点検項目		自己点検		二者点検	− 点検時の留意点		
ZIA	WIX-XII	点検	コメントなど	点検	コメントなど	WINE OF ENDINE		
	管理者に、畜産業の衛生管理に 関わる知識を習得させる機会を 持っている					ヒヤリング調査する		
	畜産物の関連法規、食品安全、 環境保全、労働安全に関わる講 習、研修等により、管理技術を習 得させる機会を持っている					ヒヤリング調査する		
	習得した知識等を活かし、施設 や設備、資材の管理や作業者の 衛生管理を見直している					ヒヤリング調査する		

10.自己点検

点検欄凡例: 十分、× 不十分、- 該当なし

10-1	項目			設定の理由				
自己点検	I I				畜産物の生産、管理方法を見直し、事故のリス クを低減するため			
補足説明	月 生産者自ら自己点検を行い、自己点検の結果発見された不適合に対して、手順の見直し、仕組みの構築、 作業の変更、施設・設備の修繕等の手法を用い、適切に是正することを求めている。							
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点		
火が発	杰沃英 山	点検	コメントなど	点検	コメントなど	(大学)の田心派		
	本規範項目を活用し、畜産物の 生産活動に関する自己点検を実 施している					自己点検結果を確認する		
	自己点検の結果を記録し、不適 合を適切に是正している					自己点検結果を確認する		
	団体として畜産物を生協に出荷 している場合、団体事務局は、本 規範項目を活用し、監査を実施 している					記録に基づきサンプリング調査する 改善指摘の内容を確認する		

補足説明	以下、「11」の規範については、1~10の項目に加え、畜種に特徴的な要件とする。						
11-1	項目			設定の理由			
肉用牛	肉用牛においては、以下の点検項目を順守すること			牛トレーサビリティ法を遵守するため			
補足説明	牛トレサ法:農水省が所管する「牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別措置法」の略称。耳標等を活用して、個体ごとに確実に識別できるようにする制度。死亡した場合には届け出が必要となる。						
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	牛トレサ法を順守し、個体ごとに 管理している					サンプリング調査する	
11-2	項目			設定の理由			
養鶏	養鶏においては、以下の点検項目を順守すること 鳥インフルエンザ等の感染リスクを低減させるため						
補足説明	野鳥の家禽舎への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが2cm以下)等を設置すると共に、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には即座に破損箇所を修繕する必要がある。						
必須	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	施設に、渡り鳥の侵入防止措置 を講じ、飼料等に糞などが入らな いように管理している					点検できない場合は、 画像等で確認する	
11-3	項目			設定の理由			
採卵鶏	採卵鶏においては、以下の点検項目を順守すること			畜種特有の事項に適切に対応し、汚染リスクを 低減するため			
必須	点検項目	-14	自己点検	- 14	二者点検	- 点検時の留意点 - 点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	必要に応じてSEフリー証明を入 手・保持している					記録に基づきサンプリ ング調査する	
	採卵生産量は、毎日、個数及び 重量が、規格別(卵色、サイズ、 良品、不良品)に確認している					可能な限り実地でサン プリング調査する	
	採卵は、温度・時間帯において 適切に管理されている					可能な限り実地でサン プリング調査する	

【基本用語解説】

<この点検表で頻繁に使用している用語は、以下のように定義します。>

用語	用語の意味
必須	産直商品の品質と信頼を確保するために、不可欠と考えられる項目。
推奨	産直商品の品質と信頼を確保するために、達成に向けて努力すべき項目。
産直品	本規範で使用する「産直」には、産消提携品、産地指定品、コープ商品等、各生協独自の商品を含む。
手順書	管理方法や業務、作業などの活動について、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」するのかを明確にし、文書にしたもの。作業の指示書も含む。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
管理	常に最善の状態を維持していること。また、そのために、定期的にあるいは必要が生じるたびに、必要な手立てをとっていること。
取扱い	畜産物の取扱いを指す。取扱いの範囲は飼養、出荷に限らず、計画・企画、仕入れ・販売、 保管・配送の行為を含むものとする。
品質 管理	品質上の目標(基準)を定めて、それを達成させるための様々な取り組みのこと。 衛生管理も品質管理のなかに含まれる。
衛生 管理	腐敗·食中毒、異物混入、薬剤、動物用医薬品等の化学物質汚染などの事故を防ぐために施される取り組みのこと。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。 (特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに、見直しをしていること。
識別	ある物とある物が別のものであることを、誰にでもわかる方法で視覚的に区分けすること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に区分けすること。